

[自動車保管場所証明申請書]の記載例

埼玉県警察本部

- ◎ 業として代書行為を行うことは、行政書士以外は法律で禁止されています。
- ◎ 交付には数日要します。

完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書に記載してある内容を記入する。
(新車の場合は自動車販売店へ照会してください。)
数字とアルファベットを明瞭に区別して記入する。(要注意 1とI、0とD、9とP、2とZ、8とB、VとU)
なお、車台番号欄については左詰めで記入し、アルファベットには下欄にチェックしてください。

国産車の場合

<例>

- ・イズ
 - ・スズキ
 - ・スバル
 - ・トヨタ
 - ・ニッサン
 - ・ホンダ
 - ・マツダ
 - ・三菱 等
- 輸入車の場合
- <例>
- ・アウディ
 - ・トランザム
 - ・シボレー
 - ・オペル 等

自動車保管場所証明申請書																				
車名	型式	車台番号(左詰めで記入)						自動車の大きさ												
000	E-GS130	G	S	1	3	0	-	7	0	4	4	3	0	5	2	長さ	4	8	9	センチメートル
自動車の使用の本質の位置		埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(〇〇マンション105号室)																		
自動車の保管場所の位置		埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目11番21号(〇〇駐車場No. 5)																		
※ 保管場所標準番号																				
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。																				
〇〇 警察署長 殿										〇〇 年 〇 月 〇 日										
〒 330-0063										住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(〇〇マンション105号室)										
申請者は、実際に自動車を使用する個人又は法人となります										申請者 (フリガナ) ニホン タロウ										
										氏 名 日本 太郎										
										電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 番										
第 号 自動車保管場所証明書																				
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。																				
令和 年 月 日										※ この欄は記入しない										
警察署長 印																				

センチメートル(cm)単位で右詰めに記入する。
(ミリ単位は切り捨てる)

個人の場合は現在の居住地を記入する。
法人格の場合は事務所の所在地。
(※申請者住所欄と異なる場合は、原則本拠の位置であることを疎明する資料(公共料金の領収書など)の提出が必要になります。)

駐車場の所在地を住居表示で記入する。
(住居表示がない場合は直近の住居表示)

申請書の「備考欄2」を参照し、該当する場合には9桁の標章番号を記入する。

警察署に提出する年月日を記入する。

個人の場合は、住民票又は印鑑証明と一致する住所・氏名を記入する。

法人格の場合は、登記簿又は印鑑証明と一致する所在地・法人名・代表者名を記入する。

電話は繋がりやすいものを記入する。
(携帯電話も可)

申請の車が登録を受けている場合は、自動車登録番号を記入する。

この欄は、保管場所の自動車の増減を確認するものです。

保管場所の土地又は建物の所有者が該当するところに〇印をする。

申請者以外の連絡先がある場合に記入する。

新規に〇印をする場合

新車・中古車の購入で、現在登録番号が付いていない場合。(登録番号欄は記入しない)

移転・変更に〇印をする場合

車の名義を変える「移転登録」や引っ越し等で住所を変える「変更登録」をする場合。
(現在の車に付いている登録番号を記入する)

新規	申請の登録番号
移転・変更	大宮300㏪1234

増車	旧車の登録番号及び車台番号
代替	大宮300㏪5678 AB1-2345

保管場所の所有者
自己・(他人)・共有 (自己以外)

連絡先

増車に〇印をする場合

この申請によって保管場所の収容台数が増加する場合。
(登録番号及び車台番号は記入しない)

代替に〇印をする場合

この申請によって保管場所の収容台数が変わらない場合。
(出す車の登録番号及び車台番号を記入する)

添付書類

- ▲自己の場合 → 自認書を添付する。
- ▲他人の場合 → 使用承諾書又は契約書の写しを添付する。
(親子間、夫婦間には他人とします。)
- ▲共有の場合 → 関係者の使用承諾書を添付する。

昼間、連絡をとることがありますので、申請者欄以外に連絡先があれば記入する。